

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第 620 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分です。

今回のテーマ： 東京証券取引所の市場区分再編と今後の課題

東京証券取引所は、2022年4月4日に市場区分を「プライム」、「スタンダード」、「グロース」の3市場に再編しました。上場企業各社は新市場のコンセプトや上場維持基準、自社の経営環境を踏まえて2021年末までに新市場区分を選択。新市場の上場維持基準を満たしていない場合でも経過措置として希望する市場への移行を認めたため、549社が経過措置を適用して新市場に移行しています。

新市場区分の選択結果

一部上場企業 2,177 社のうち 1,839 社がプライム市場を選択し、338 社がスタンダード市場を選択しました。プライム市場では流通株式時価総額などの上場維持基準（従来の上場廃止基準）が新規上場基準と同水準に引き上げられたこともあり、時価総額が 100 億円未満の企業のうち 72%にあたる 182 社がスタンダード市場を選択。時価総額が 250 億円以上の企業でも 42 社（うち 23 社はプライム市場の上場維持基準に適合）がスタンダード市場を選択しています。

| 従来の市場区分 | 新市場区分 |
|---------------------------------------|--------------------|
| 市場第一部 (2,177 社) | プライム市場 (1,839 社) |
| 市場第二部 (475 社) ・ JASDAQ スタンダード (652 社) | スタンダード市場 (1,466 社) |
| マザーズ (432 社) ・ JASDAQ グロース (34 社) | グロース市場 (466 社) |

出所：「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」東証 2022 年 7 月 29 日。

カッコ内に 2022 年 4 月 4 日時点の上場会社数を記載。

上場維持基準に適合していない企業に対する経過措置

新市場への移行にあたって、企業が選択した市場区分の上場維持基準を満たしていない場合には、上場維持基準の適合に向けた計画を開示して改善に向けた取り組みを図ることで、経過措置として「当分の間」従来の上場維持基準が適用されることとなります。

流通株式比率の基準を満たしていない企業では、大株主による株式の売却や株式の持ち合いの解消、自己株式の処分や消却といった取り組みが計画され、流通株式時価総額や 1 日当たりの売買代金の基準に適合していない企業では、経営戦略・成長戦略の着実な推進、事業ポートフォリオ見直しによる収益性の向上、株主還元強化といった株価上昇を目指す取組が計画・開示されています。

| 新市場区分 | 上場維持基準（一部） | | 未達企業数 |
|----------|------------|----------|--------------|
| | 流通株式比率 | 流通株式時価総額 | |
| プライム市場 | 35%以上 | 100 億円以上 | 295 社 (33 社) |
| スタンダード市場 | 25%以上 | 10 億円以上 | 209 社 (18 社) |
| グロース市場 | 25%以上 | 5 億円以上 | 45 社 (6 社) |

出所：同上。カッコ内に自社の試算ベースで適合した旨を公表した企業数を記載。

お見逃しなく！

新市場の上場維持基準に適合していない上場企業の 95%が新市場区分への移行後 5 年以内の基準適合を目指す旨の計画を開示しています。東京証券取引所の有識者会議では「当分の間」とされている経過措置に期限を設けるべきという議論が行われており、上場維持基準の適合に向けた計画の早期達成が求められます。